

住宅用『設置したそのあとに・・・』 火災警報器



『いざ』というときのために・・・
日頃の点検とお手入れ

点検

1ヶ月に
1回

1ヶ月に1回程度、**作動点検**を実施しましょう！
また、つぎの場合も作動点検をしてください。

- はじめて設置したとき
- 警報器を掃除したとき
- 長期間留守にしたとき
- 電池を交換したとき
- 設置場所を変更したとき
- 故障または電池切れを疑うとき

ご注意：たばこやライターの裸火で作動を確認することは、大変危険ですのでおやめください。

作動試験しても警報音が鳴らない 故障かな？と思ったら…

- 電池切れ※1ではありませんか？
 - 電池コネクタは確実に接続されていますか？
- 再度試験を実施しても鳴らない場合は故障が考えられます。
(取扱説明書をご参照してください)

※1 電池の交換時期は機種により異なりますので取扱説明書をご確認ください。

掃除

1年に
1回

警報器にほこりが付くと火災を感知しにくくなります。
付着したほこり・油汚れは、家庭用中性洗剤をしみ込ませたスポンジや布を使って**汚れを落とし**、その後、**乾いた布でふきとって**ください。

次のことをお守りください。警報器の故障や破損の原因になります。

- ベンジンやシンナーなどの有機溶剤は絶対に使わない。
- 水洗いしない。
- 警報器の煙流入口をふさいだり、傷つけたりしない。

警報が鳴ったときは!?

火災のとき

大声で家族や隣近所に**火災を知らせ**、**119番通報**をしましょう。
可能であれば消火活動を行ってください。
消火が難しそうな場合は、**すみやかに避難**してください。

大声で知らせ
119番通報

火災ではないとき

火災以外の湯気や煙などを感知して警報が鳴ったときは、
● 『警報停止ボタン』を押す。
警報音をとめる操作 ● ひも付きタイプであれば『ひもを引く』
そして**室内の換気**を行きましょう！

警報器の
操作と確認

こんなときどうするの？

- 台所の警報器がよく鳴る…
①煙や湯気が直接あたらない場所に位置を変える。
②煙式から熱式に取り替える。
- 煙式の殺虫剤を使用したい…
警報器を取り外すか、ビニール袋で警報器を覆ってください。
殺虫剤使用後は必ず元の状態に戻しましょう。

交換の時期と廃棄方法

● 警報器本体の交換期限について

警報器は**10年を目安に交換**をおすすめします。
※機種により推奨する交換時期が異なる場合がありますので取扱説明書をご確認ください。

- 警報器の交換時期を忘れないよう、記入しましょう。

つぎの交換予定 年 月

● 廃棄するときの注意

交換した警報器や電池を廃棄する場合は、地域のルールに従って適正に処理してください。

交換の目安は
10年



大崎地域広域行政事務組合消防本部

住宅用火災警報器に関する問合せはお近くの消防署・分署・出張所まで

消防本部予防課	24-4268	三本木出張所	52-2510	西部分署	67-2369
古川消防署	24-4358	鳴子消防署	82-2349	遠田消防署	43-2351
志田分署	56-2546	岩出山分署	72-1560		
田尻分署	39-0630	加美消防署	63-2003		